

安平町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	8,684	7,727,622	118,123	1,312,215	16.98	18.67

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

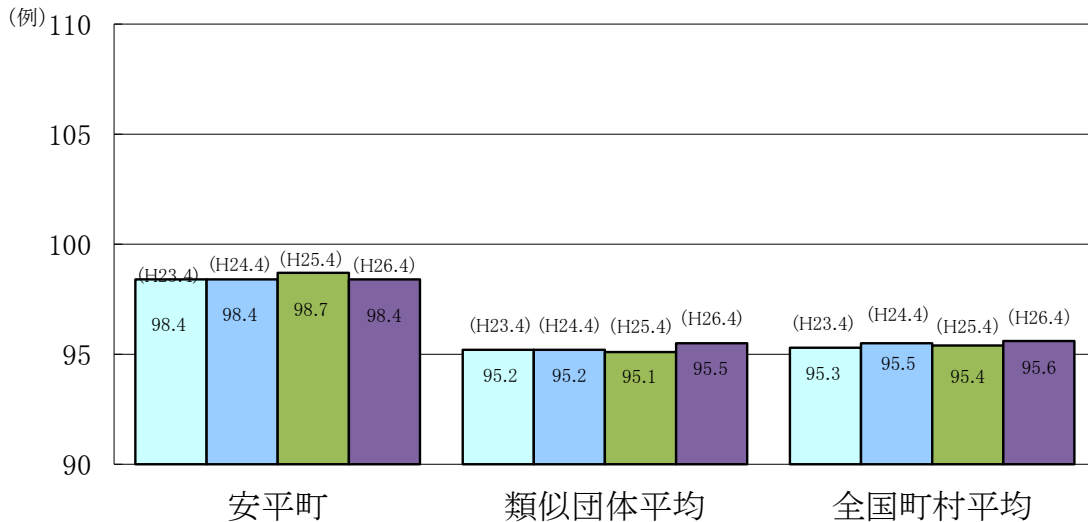
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	145	513,169	89,101	190,147	792,417	5,464	5,608

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、25年4月1日現在の普通会計から給与を支出する職員数(特別職・再任用職員を含んだ全体数)です。

3 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、安平町と人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

[概要] 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号給の引下げなし。3級以上の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会確保の観点から、5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安平町	42.6 歳	326,300 円	376,830 円	366,616 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	307,220 円	376,257 円	376,257 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職（安平町においては、技能労務職に属する職員はいません。）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		安平町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,200 円	344,400 円	384,900 円	384,900 円
	高 校 卒	205,400 円	309,300 円	360,000 円	384,200 円

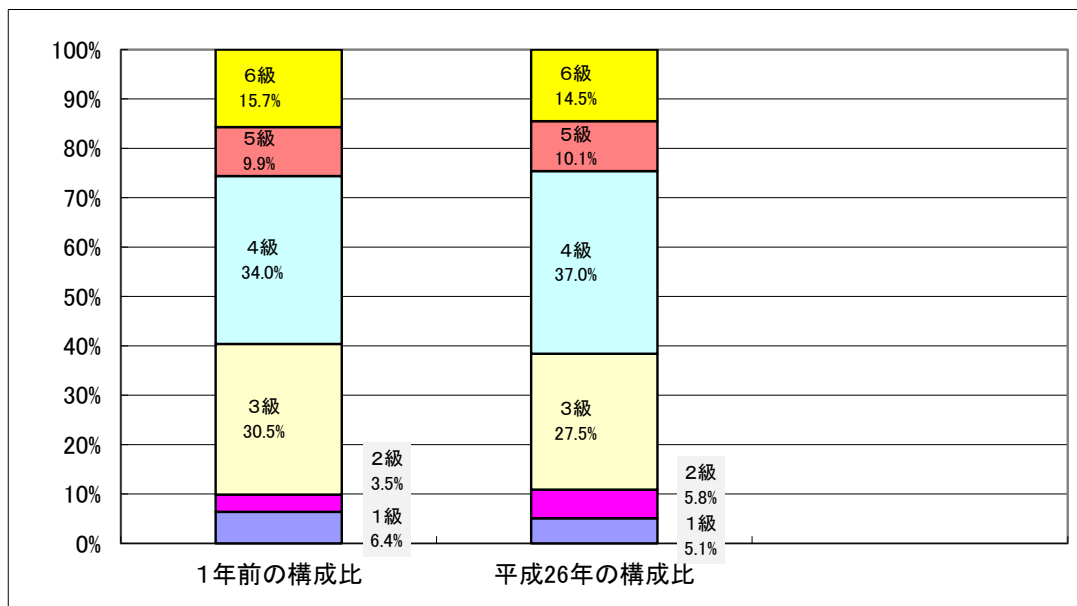
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、室長、事務局長、会計管理者及び参事の職務	20人	14.5%
5級	課長補佐の職務	14人	10.1%
4級	主幹の職務並びに特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査	51人	37.0%
3級	主査(主査保健師、主査保育士及び主査教諭を含む。以下同じ。)及びこれらと同等のものとして町長が認める職務	38人	27.5%
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	5.8%
1級	定型的な業務を行う職務	7人	5.1%

(注) 1 安平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は未導入であるが、懲戒処分を受けた職員に対する昇給抑制あり

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安平町		北海道		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,339 千円		1人当たり平均支給額(25年度) — 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

安平町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	28.98 月分	勤続20年	21.62 月分	28.98 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	7,576 千円	24,780 千円			

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		204 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		10,190 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		12.7 %	
平成26年4月1日現在の手当の種類(手当数)		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務等手当	税の徴収(税外を含む。)の督励に従事した職員。	119 千円	日額300円
	滞納処分(税外を含む。)に従事した職員	0 千円	日額700円
移送業務手当	精神病患者又は寝たきり老人の移送業務に従事した職員	0 千円	日額300円
死病人処理手当	死病人の処理作業に従事した職員	0 千円	1回3,000円
感染症防疫等業務	感染症の防疫等の作業(感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。)に従事した職員	0 千円	1日1,500円
畜犬・死亡獣畜等処理手当	畜犬・死亡獣畜等の処理作業に従事した職員	85 千円	1日1,000円
火葬等業務手当	火葬業務に従事した職員	0 千円	1体10,000円
家畜伝染病処理手当	家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事した職員	0 千円	日額500円

備考「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症のほか、結核、ハンセン病並びに狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第2条及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する伝染病(特に人体に感染の危険のあるものに限る。)をいいます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	11,841 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	131 千円
支給実績（24年度決算）	14,475 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	237 千円

1,000円未満は切り上げしています。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 (月額:配偶者13,000円、扶養親族1人6,500～11,500円)	同		19,130 千円	225,051 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給。 (月額27,000円以内)	同		9,373 千円	260,361 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、又は交通用具を使用している職員に支給。 (交通機関:月額55,000円以内 交通用具:月額2,000円～24,500円以内)	同		4,179 千円	65,294 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円常直的な宿直勤務にあつては、月額21,000円(現在、職員による宿直は行っていません。)	同		0 千円	0 円
管理職手当	課長職・・・月額 62,300円 参事職・・・月額 51,900円 月額 41,700円 補佐職・・・月額 31,700円	同		18,180 千円	550,887 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した管理職員に支給。(勤務1回につき8,000円～12,000円)	同		432 千円	33,230 円
寒冷地手当	毎年10月から翌年2月までの各月の初日において在職する職員に支給。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円	同		14,134 千円	109,563 円

該当人数については、支給月において変動いたしますが、最大人数で記載しています。

平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てています。

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	665,000 円	(807,500 円	363,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額(24年)	
	副 町 長	700,000 円)	(670,100 円	365,000 円		
	教 育 長	570,000 円	(- 円	- 円		
		600,000 円)	(
報 酬	議 長	532,000 円	(364,000 円	220,000 円		
	副 議 長	560,000 円)	(285,000 円	168,100 円		
	議 員	250,000 円	(263,000 円	135,800 円		
		200,000 円)	(
期 末 手 当	町 長	176,000 円	(
	副 町 長		(
	教 育 長		(
			(
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		3.95	月分		
	副 議 長						
	議 員	(25年度支給割合)		3.95	月分		
備 考	町 長	(算定方式)				(支給時期)	
	副 町 長	給与月額×512.6/100×勤続年数				任期毎	
	教 育 長	給与月額×323.4/100×勤続年数				任期毎	
		給与月額×283.8/100×勤続年数				任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

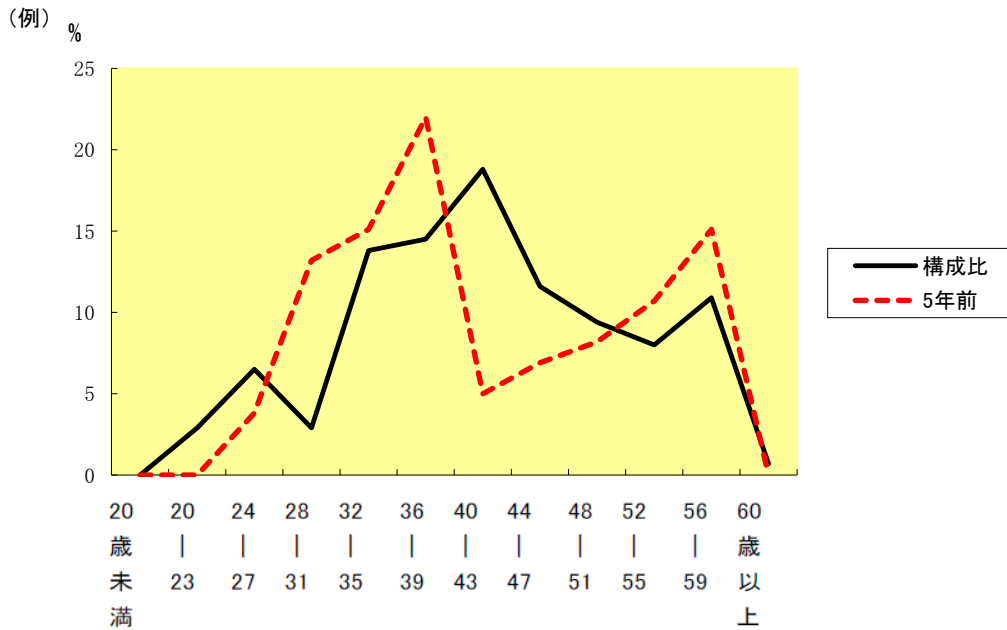
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一般職員	95	99	4	<参考>人口10,000人当たり職員数 安平町 114.6 人 類似団体 122.4 人
	計	95	99	4	
	教育部門	26	20	△6	<参考>人口10,000人当たり職員数 安平町 142.4 人 類似団体 149.7 人
	議会部門	2	2	0	
	農業委員会	2	2	0	
計	125	123	△2		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	6	5	△1	
	下水道	5	5	0	
	その他	5	5	0	
	小 計	16	15	△1	
合 計		141	138	△3	<参考>人口10,000人当たり職員数 安平町 159.8 人
		[157]	[157]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	4人	9人	4人	19人	20人	26人	16人	13人	11人	15人	1人	138人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	121	118	125	124	120	106	△ 15 (△12.4%)
教育	21	22	21	22	21	21	0 (0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計系	142	140	146	146	141	127	△ 15 (△10.6%)
公営企業会計	18	16	16	16	15	15	△ 3 (△16.7%)
総合計	160	156	162	162	156	142	△ 18 (△11.3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の勤務時間その他勤務条件（26年4月1日現在）

(1) 勤務時間

始業・就業時間	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時00分から13時00分

(2) 休暇

有休の種類	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇
有休の付与日数	年間20日間(繰越可能 限度40日間)

8 職員の分限処分及び懲戒処分（26年度実績）

(1) 分限処分

処分の種類	処 分 事 由	人数
降任	職に必要な適格性の欠如	0
休職	心身の故障	2

(2) 懲戒処分

区分	免職	停職	戒告
処分人数	0	0	1

9 服務（26年4月1日現在）

職員の服務の基本	地方公務員の服務については、地方公務員法で規定されていて、①法令・職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止等の遵守が基本です。
職務専念義務免除	職員の職務免除は次の場合承認されます。 ①研修を受ける。 ②免許の更新等

10 研修の状況（26年度実績）

区分	施設研修	グループ研修	職場内研修
主な研修名	胆振町村会主催研修及び ひ道市町村研修センター 及び市町村アカデミー 主催研修		ドラッガーのセルフマネジ メント研修、リーダーシップ発 揮研修、国の予算編成と安 平町の戦略に係る研修
参加人数	40	0	のべ138

11 福祉及び利益の保護の状況（26年度実績）

区分	受診状況
健康診断	総合健診104名 一般健診 28名

12 競争試験及び選考の状況（26年度実績）

平成26年度採用試験	一般事務職:管内共同試験24名応募 1次面接12名、2次面接9名 採用者2名 上記のほか、専門職試験を実施し、保健師1名、情報担当1名、営農指 導担当1名、臨床心理士1名、任期付1名を採用
------------	--

13 構造改革特別区域計画による臨時職員の任用状況

	23年度	24年度	25年度	26年度
任用数	12	15	7	3